

第百四十二回国会 院 農 林 水 産 委 員 会 議 録 第 十 号

平成十年四月二日(木曜日)

午後零時五十六分開議

出席委員

委員長 北村 直人君

理事 赤城 徳彦君

理事 松岡 利勝君

理事 小平 忠正君

理事 宮地 正介君

大石 秀政君

能谷 市雄君

田中 和徳君

滝 実君

仲村 正治君

二田 孝治君

矢上 雅義君

石橋 大吉君

中川 正春君

堀込 征雄君

中野 清君

菅原喜重郎君

中林よし子君

前島 秀行君

出席國務大臣

農林水産大臣 島村 宣伸君

出席政府委員

農林水産省食品 流通局長 本田 浩次君

委員外の出席者

農林水産委員会 専門員 黒木 敏郎君

委員の異動

四月二日

辞任

石破 茂君

補欠選任

大村 秀章君

小野寺五典君

宮島 大典君

金田 英行君

吉田六左門君

木部 佳昭君

田中 和徳君

中尾 栄一君

大石 秀政君

宮本 一三君

滝 実君

奥田 敬和君

中川 正春君

漆原 良夫君

田端 正広君

木村 太郎君

中野 清君

同日

辞任

大石 秀政君

中尾 栄一君

大村 秀章君

石破 茂君

田中 和徳君

滝 実君

宮本 一三君

小野寺五典君

吉田六左門君

金田 英行君

中川 正春君

奥田 敬和君

田端 正広君

漆原 良夫君

木村 太郎君

中野 清君

本日の会議に付した案件  
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案(内閣提出第六五号)

○北村委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案を議題といたします。  
これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣島村宣伸君。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案  
(本号末尾に掲載)

○島村國務大臣 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。  
一昨年夏以来の腸管出血性大腸菌O157による食中毒の大量発生と消費者意識の高まりを背景として、食品の安全性の向上と品質管理の徹底を求める社会的要請が増大しております。このような要請に対応して、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、適正な品質の確保を図るため、新たな管理手法である危害分析重要管理点方式、すなわちHACCP手法を導入した食品の製造過程の管理の高度化を図ることが急務となっております。

しかしながら、食品の製造過程の管理の高度化を図るためには、施設の改良等を行う設備投資等の課題があることから、個々の食品の製造または加工の事業を行う者にとって容易に取り組みがたい状況となっております。  
このような状況を踏まえて、国として、食品の製造過程の管理の高度化の方向づけとなる基本方針を定めるとともに、それに即した施設の整備を促進するための金融、税制上の支援措置を早急に講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。  
第一に、農林水産大臣及び厚生大臣は、食品の製造過程の管理の高度化の基本的な方向等を明らかにする基本方針を策定することとしております。

第二に、農林水産大臣及び厚生大臣は、事業者団体であつて、食品の製造過程の実態に応じた製造過程の管理の高度化に関する基準である高度化基準の作成、個々の事業者の製造過程の管理の高度化に関する計画である高度化計画の認定の業務

を適確かつ円滑に行うことができると認められるものを指定認定機関として指定することができることとしております。

第三に、指定認定機関は、食品の種類ごとに高度化基準を作成し、基本方針に照らし適切である旨の農林水産大臣及び厚生大臣の認定を受けることができることとしております。

第四に、事業者は、食品の種類及び製造または加工の施設ごとに高度化計画を作成し、高度化基準に適合する旨の指定認定機関の認定を受けることができることとし、この高度化計画に従って施設の整備を行う事業者に対し、農林漁業金融公庫からの長期低利資金の貸し付け、新たに取得した機械、建物等についての特別償却の特例措置を講ずることとしております。

第五に、この法律は、食品の製造過程の管理の高度化を緊急に促進するための臨時的な措置であり、施行の日から五年以内に廃止するものとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。  
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。  
○北村委員長 これにて本案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後一時散会

目次

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案  
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案

第一章 総則 第一条・第二条  
第二章 製造過程の管理の高度化(第三条―第十二条)

第三章 指定認定機関(第十三条―第二十四条)  
第四章 罰則(第二十五条・第二十六条)  
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品の製造過程において、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止と適正な品質の確保を図るため、その管理の高度化を促進する措置を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、食品の製造又は加工の事業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、飲食物品のうち薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律において「製造過程の管理の高度化」とは、食品の製造又は加工が次に掲げる製造又は加工の過程を経て行われることにより、衛生管理及び品質管理の確実性及び信頼性が向上することをいう。

一 製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法につき食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程  
二 製造又は加工の方法及びその品質管理の方法につき適正な品質を確保するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程

第二章 製造過程の管理の高度化  
(基本方針)

第三条 厚生大臣及び農林水産大臣は、製造過程の管理の高度化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 製造過程の管理の高度化の基本的な方向  
二 次条第一項の高度化基準の作成に関する基本的な事項  
三 その他製造過程の管理の高度化に関する重要事項

3 厚生大臣及び農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(高度化基準の認定)

第四条 厚生大臣及び農林水産大臣が指定する法人は、その指定に係る食品の種類ごとに、製造過程の管理の高度化に関する基準(以下「高度化基準」という。)を作成し、これを厚生大臣及び農林水産大臣に提出して、当該高度化基準が基本方針に照らし適切なるものである旨の認定を受けることができる。

2 高度化基準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造過程の管理の高度化の目標  
二 製造過程の管理の高度化を図るための施設の整備の基準

3 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る高度化基準を公表しなければならない。

(高度化基準の変更等)

第五条 厚生大臣及び農林水産大臣は、基本方針の変更により前条第一項の認定に係る高度化基準(その変更につき第四項において準用する同条第一項の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定高度化基準」という。)が基本方針に照らし適切でなくなつたと認めるときは、当該認定高度化基準に係る同条第一項の認定を受けた法人(以下「認定法人」という。)に対し、当該認定高度化基準を変更すべき旨を通知しなければならない。

2 認定法人は、前項の規定による通知を受けたときは、認定高度化基準を変更しなければならない。

3 認定法人は、前項の場合を除くほか、必要があるときは、認定高度化基準を変更することができる。

4 前条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定による認定高度化基準の変更について準用する。

5 厚生大臣及び農林水産大臣は、認定法人が第一項の規定による通知を受けた後、認定高度化基準を変更しなかつたときは、当該認定高度化基準に係る前条第一項の認定を取り消すことができる。この場合には、同条第三項の規定を準用する。

(試験研究計画の認定)

第六条 第四条第一項の法人は、製造過程の管理の高度化のために必要な試験研究を行おうとする場合であつて、当該試験研究のための費用に充てるためその直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)に対し負担金の賦課をしようとするときは、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、試験研究に関する計画(以下「試験研究計画」という。)を作成し、これを厚生大臣及び農林水産大臣に提出して、当該試験研究計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 試験研究計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 試験研究の目標  
二 試験研究の内容及び実施時期  
三 構成員に対する負担金の賦課の基準

3 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その試験研究計画が、高度化基準の作成のために必要な試験研究に関するものであること、試験研究を確実に遂行するため適切なるものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(試験研究計画の変更等)  
第七条 前条第一項の認定を受けた法人(以下「試験研究法人」という。)は、当該認定に係る試験研究計画を変更しようとするときは、厚生大臣

及び農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣及び農林水産大臣は、試験研究法人が前条第一項の認定に係る試験研究計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定試験研究計画」という。)に従つて高度化基準の作成のための試験研究を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(高度化計画の認定)

第八条 食品の製造又は加工の事業を行う者は、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、製造過程の管理の高度化に関する計画(以下「高度化計画」という。)を作成し、これを認定法人に提出して、当該高度化計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2 高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造過程の管理の高度化の目標  
二 製造過程の管理の高度化を図るための施設の整備に関する事項  
3 第一項の食品の製造又は加工の事業を行う者には、認定法人が第四条第一項の指定に係る種類の食品の製造又は加工の事業を行う場合における当該認定法人を含まないものとする。

(高度化計画の変更等)  
第九条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る高度化計画を変更しようとするときは、当該変更に係る高度化計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定法人の認定を受けなければならない。

2 認定法人は、認定事業者が前条第一項の認定に係る高度化計画(前項の規定による変更の認

定があつたときは、その変更後のもの。以上認定高度化計画」といふ。に従つて施設の整備を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第十条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法昭和二十七年法律第三百五十五号第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項に規定する業務のほか、認定事業者であつてその行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められるものに対し、認定高度化計画に従つて製造過程の管理の高度化を行うのに必要な製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得(その利用に必要な特別の費用の支出及び権利の取得を含む。)に必要な長期かつ低利の資金であつて、他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項」とする。

(課税の特例)

第十一条 試験研究法人が、認定試験研究計画で定める試験の基準に基づいて、その構成員に対し、当該認定試験研究計画で定める試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てられた

めの負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2 試験研究法人が、認定試験研究計画で定める試験の基準に基づいて、その構成員に対し、当該認定試験研究計画で定める試験研究のための費用に充てられた負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

3 試験研究法人が、認定試験研究計画で定める試験の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、当該認定試験研究計画で定める試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

第十二条 認定事業者が認定高度化計画に従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

第三章 指定認定機関

(指定)

第十三条 第四条第一項の指定(以下この章において単に「指定」といふ)は、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、食品の種類ごとに、高度化基準の作成及び高度化計画の認定を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 第二十二條の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 二 その業務を行う役員のうち、この法律又はこの法律に基づく処分違反し、刑に処せ

られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者がある者

(指定の基準)

第十五条 厚生大臣及び農林水産大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる技術的能力及び経理的基礎を有すること。
- 二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の四の規定により設立された法人又は事業協同組合その他の政令で定める法人であつて、その役員又は構成員の構成が高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務が不公正になるおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(認定の義務)

第十六条 指定を受けた法人(以下「指定認定機関」といふ)は、高度化計画の認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、高度化計画の認定のための審査を行わなければならない。

(事務所の変更の届出)

第十七条 指定認定機関は、高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定業務規程)

第十八条 指定認定機関は、高度化計画の認定の業務に関する規程(以下「認定業務規程」といふ)を定め、厚生大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 認定業務規程で定めるべき事項は、厚生省令・農林水産省令で定める。

3 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をした認定業務規程が高度化計画の認定の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その認定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休止)

第十九条 指定認定機関は、高度化計画の認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

(事業計画等)

第二十条 指定認定機関は、毎事業年度、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認定機関は、毎事業年度、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

(適合命令)

第二十一条 厚生大臣及び農林水産大臣は、指定認定機関が第十五条第一号から第三号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第二十二条 厚生大臣及び農林水産大臣は、指定

認定機関が次の各号のいずれかに該当するとき  
は、その指定を取り消し、又は期間を定めて高  
度化計画の認定の業務の全部若しくは一部の停  
止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。  
二 第十四条各号のいずれかに該当するに至つ  
たとき。

三 第十八条第一項の認可を受けた認定業務規  
程によらないで高度化計画の認定を行ったと  
き。

四 第十八条第三項又は前条の規定による命令  
に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。  
(公三)

第二十三条 厚生大臣及び農林水産大臣は、次に  
掲げる場合には、その旨を官報に公示しなけれ  
ばならない。

一 指定認定機関の指定をしたとき。  
二 第十七条又は第十九条の規定による届出が  
あつたとき。

三 前条の規定により指定を取り消し、又は業  
務の停止を命じたとき。  
(報告徴収及び立入検査)

第二十四条 厚生大臣及び農林水産大臣は、必要  
があるとき、指定認定機関に対し、  
その業務に関し報告をさせ、又はその職員に指  
定認定機関の事務所に立ち入り、その業務に関  
し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物  
件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ  
の身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の  
請求があるときは、これを提示しなければなら  
ない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解釈してはなら  
ない。

第四章 罰則

第二十五条 第二十二條の規定による命令に違反  
した場合には、その違反行為をした指定認定機

関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処  
する。  
第二十六条 次の各号の一に掲げる違反行為が  
あつた場合には、その違反行為をした指定認定  
機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に  
処する。

一 第十九条の規定による届出をせず、又は虚  
偽の届出をしたとき。

二 第二十四条第一項の規定による報告をせ  
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規  
定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し  
たとき。

附則  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から五  
年以内に廃止するものとする。  
(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。  
(厚生省設置法の一部改正)

第四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五  
十一号)の一部を次のように改正する。

第五条 第二十八号中「及び容器包装に係る分  
別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平  
成七年法律第百十二号)」を、「容器包装に係る  
分別収集及び再商品化の促進等に関する法律  
(平成七年法律第百十二号)及び食品の製造過  
程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十  
年法律第 号)」に改める。

第六条 第二十一号の三の次に次の一号を加え  
る。

二十一の四 食品の製造過程の管理の高度化  
に関する臨時措置法の定めるところによ  
り、基本方針を定め、高度化基準及び試験  
研究計画の認定を行い、及びその認定を取

り消し、並びに同法の規定に基づき指定認  
定機関を指定し、及び指定認定機関に対  
し、認可その他監督を行うこと。  
(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第  
百五十三号)の一部を次のように改正する。  
第四条第八十七号の三の次に次の一号を加え  
る。

八十七の四 食品の製造過程の管理の高度  
化に関する臨時措置法(平成十年法律  
第 号)の施行に関する事務で所掌に  
属するものを処理すること。

理由  
食品の衛生及び品質の管理に対する国民の関心  
の高まり等にかんがみ、食品の製造過程の管理の  
高度化を図るため、国の基本方針の策定、高度化  
計画の認定を行う法人の指定等について定めると  
ともに、高度化計画に従つて施設の整備を行う事  
業者に対する農林漁業金融公庫からの資金の貸付  
けその他の措置を講ずる必要がある。これが、こ  
の法律案を提出する理由である。